

# 令和6年能登半島地震災害ボランティア活動費等助成事業に関する Q&A

(担当：ダイバーシティ社会推進課)

## 目次

1	助成金額	3
Q1	「他の助成制度との併用は認めるが、同一の助成対象経費に対し助成金を二重に受け取ることはできないこととする」とはどういうことか。	3
2	助成対象	3
Q2	対象となる団体はどのような団体か。	3
Q3	対象となる団体は、災害系のNPOなのか。	3
Q4	民間企業や社協の活動も対象となるのか。	3
Q5	助成対象者に子どもを含めてよいのか。	3
Q6	年齢制限はあるのか。	4
Q7	団体・グループの構成人数に上限はあるのか。	4
Q8	個人でボランティア活動をする際の費用は対象にならないのか。	4
3	助成要件	4
Q9	現地における災害ボランティア活動が実動2日以上としているのはなぜか。	4
Q10	1日の災害ボランティア活動の時間は、最低何時間必要か。	4
Q11	具体的にどのような活動が対象となるか。	5
4	対象経費	5
Q12	支援活動に必要な物品、消耗品とはどのようなものか。	5
Q13	宿泊費の中に、朝食代や夕食代を含めていいのか。	5
Q14	ボランティア用の臨時施設など領収証の出ない場合とは。	5
Q15	ボランティア用の臨時施設を利用した場合、拠出した費用が分かる資料とは。	5
Q16	公共交通機関の運賃に関して、特急券や指定席は対象経費に含めてよいのか。	6
Q17	例えば、現地で7日間の予定で災害ボランティア活動をしている際に、途中、雨天のため1日間だけ活動ができなかった場合、その1日分の宿泊費は対象になるのか。	6
Q18	宿泊費の1日あたりの上限額5千円は、税込みか。	6
Q19	宿泊は温泉地でもよいのか。	6
Q20	自家用車でボランティア活動に行く前に、知人に会いに行くために遠回りをする場合のガソリン代は対象になるのか。また、遠回りをした距離分のガソリン代を差し引いてもらうことは可能か。	6
5	対象期間	6
Q21	1月1日から6月30日までの間で、現地での実動が2日以上あれば、出発・帰着日は問わないとはどういうことか。	6

6	受付期間	7
Q22	受付期間は、変更する場合もあるのか。	7
Q23	受付期間前に行った支援活動も申請できるのか。	7
Q24	申し込みは1回だけなのか。	7
7	申請・交付の流れ	7
Q25	要項等は、どこから入手できるのか。	7
Q26	申請から交付までの流れを教えてください。	7
Q27	エントリーは電話や紙媒体でも受け付けられるか。	8
Q28	エントリー受付は、先着順か。	8
Q29	ボランティア活動証明書は、グループ1枚でよいのか。	8
8	その他	8
Q30	予算残額の把握はどのように行うのか。	8
Q31	当該事業はどのような趣旨か。	8
Q32	当該事業の財源はどうなっているのか。	8
Q33	第3次募集は行うのか。	8

## 1 助成金額

Q1 「他の助成制度との併用は認めるが、同一の助成対象経費に対し助成金を二重に受け取ることはできないこととする」とはどういうことか。

A1 例えば、炊き出しの活動費については他の助成制度を用い、旅費交通費については本事業にて助成を受けることは認めるということである。

## 2 助成対象

Q2 対象となる団体はどのような団体か。

A2 要項記載の助成対象団体の要件を満たせば対象となる。ただし、次の団体は対象とならない。

1. 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる団体
2. 営業行為、営利目的の活動を行おうとする団体
3. 申請者又は関係者が、暴力団や暴力団関係団体等に該当する団体
4. 被災地や支援活動場所において、政党の関連組織及び政治家の後援会など、特定の政党や政治家、候補者のための政治活動をしようとする団体
5. 被災地や支援活動場所において、特定の宗教の布教及び入信への勧誘など宗教活動を行おうとする団体
6. 申請者及び関係者に対する訴訟が提起され、又は被害者団体が結成されている団体

Q3 対象となる団体は、災害系のNPOなのか。

A3 災害系NPOにかかわらず、要項記載の助成の要件を満たし、今回の災害における被災地・被災者への支援団体が対象となる。

Q4 民間企業や社協の活動も対象となるのか。

A4 業務で被災者支援活動を行う場合は対象とならない。しかし、例えば民間企業の社員で構成された任意のボランティア団体であれば、対象とする。

Q5 助成対象者に子どもを含めてよいのか。

A5 ボランティア活動証明書が発行されれば、対象となる。

Q6 年齢制限はあるのか。

A6 助成要件として、自己責任・自己完結の徹底を求めていることから、年齢制限については、上限・下限を設けていない。ただし、要項記載の通り、代表者の年齢は18歳以上である必要がある。

Q7 団体・グループの構成人数に上限はあるのか。

A7 団体の構成人数に上限はない。ただし、1団体あたりの助成金額は要項で定めたとおり10万円とする。

Q8 個人でボランティア活動をする際の費用は対象にならないのか。

A8 本事業では、個人ボランティアは対象にならない。現在、個人ボランティアについては、石川県で事前登録制度を設け、すでに多くのボランティア希望者が登録している。一方、専門性を持ったNPO等のボランティアについては、自己責任・自己完結が求められており、団体負担が大きくなることから、活動費・交通費等を助成することにより、団体等の活動を支援することが本事業の目的である。

### 3 助成要件

Q9 現地における災害ボランティア活動が実動2日以上としているのはなぜか。

A9 被災者の状況を把握して寄り添った支援を行うために、ある程度まとまった期間の活動が求められている一方、受入被災地の環境状況(断水等の状況)もふまえ、実動2日間とした。

Q10 1日の災害ボランティア活動の時間は、最低何時間必要か。

A10 最低時間は設けていない。実動2日以上については、現地の災害ボランティアセンター等が発行するボランティア活動証明書で確認する。

Q11 具体的にどのような活動が対象となるか。

A11 現地ボランティアセンターとの連携のもとで行われる、以下のような活動が考えられる。

- 被災地域での緊急支援活動（炊き出し、入浴支援、家屋の片付け、家財道具の運び出し、清掃等）
- 避難所や施設等、不特定多数の被災者に直接物品を届ける物品配布支援
- 被災者が 2 次避難をされている地域における生活支援等
- 倒壊した家屋、施設等の復旧作業、引っ越しの手伝い
- 被災地域外から被災地までのボランティアバスの運行
- 避難所、在宅避難などにおける生活支援、見守り、傾聴、相談支援等
- 被災者の健康と衛生に関する活動等

## 4 対象経費

Q12 支援活動に必要な物品、消耗品とはどのようなものか。

A12 支援活動に必要な物品・資材・材料・消耗品の購入費、レンタル料が対象となる。

(例)

- 片付けに必要な工具等（スコップ、ヘルメット、安全靴等）、軍手、防塵マスク等
  - 炊き出しに必要な器材（鍋・釜等）、ガスボンベ、材料、調味料・水等
  - 活動に必要な文房具、消耗品等
- ただし、団体の経常的な運営にかかる物品等で、支援活動に要したと判断が困難なものや、個人所有となる高額な重機購入費等は対象外となる。

Q13 宿泊費の中に、朝食代や夕食代を含めていいのか。

A13 朝食代や夕食代は、自己負担としている。

Q14 ボランティア用の臨時施設など領収証の出ない場合とは。

A14 通常の宿泊施設ではないが、ボランティアの宿泊用に用意された体育館や公民館を利用した場合で利用料を支払う必要がある場合を想定している。

Q15 ボランティア用の臨時施設を利用した場合、拠出した費用が分かる資料とは。

A15 例えば、臨時施設として公民館を利用した際に、通常の公民館の利用料金を支払った場合は、公民館の利用料金が掲載されている資料など。その他、利用料徴収者の支払証明など。

Q16 公共交通機関の運賃に関して、特急券や指定席は対象経費に含めてよいのか。

A16 特急券や指定席は対象としている。ただし、グリーン車へのアップグレードは自己負担とする。

Q17 例えば、現地で7日間の予定で災害ボランティア活動をしている際に、途中、雨天のため1日間だけ活動ができなかった場合、その1日分の宿泊費は対象になるのか。

A17 ボランティア活動の実動としては、6日間になるが、自己の責任によるものではないことから、雨天のためボランティア活動ができなかったことが証明できる資料があれば、実動7日とみなして助成の対象となる。

Q18 宿泊費の1日あたりの上限額5千円は、税込みか。

A18 税込みである。

Q19 宿泊は温泉地でもよいのか。

A19 宿泊地については、特に指定はしていない。ただし、宿泊費の対象経費は、1日あたりの上限額を5千円としている。

Q20 自家用車でボランティア活動に行く前に、知人に会いに行くために遠回りをする場合のガソリン代は対象になるのか。また、遠回りをした距離分のガソリン代を差し引いてもらうことは可能か。

A20 事業の趣旨が、ボランティア活動に行くための交通費等の助成であることから、それ以外の目的の交通費等については、対象外となる。また、事務局の方で、遠回りをした距離分をチェックし、その分のガソリン代を差し引くことは、実質的に困難なことから、事務処理上の観点から対象外となる。

## 5 対象期間

Q21 1月1日から6月30日までの間で、現地での実動が2日以上あれば、出発・帰着日は問わないとはどういうことか。

A21 例えば帰着日が6月30日以降であっても対象期間内で現地での実動が2日以上あれば、当該事業の対象になるということである。

## 6 受付期間

Q22 受付期間は、変更する場合もあるのか。

A22 今後の状況によっては、期間の短縮や延長も検討することになる。また、事業実施期間内であっても、第2次募集分（100万円）に達し次第、募集を終了する場合がある。

Q23 受付期間前に行った支援活動も申請できるのか。

A23 発災日から受付開始日までの活動についても対象となる。ただし、第1次募集分で助成を受けた団体については、4月1日以降の活動を対象とする。

Q24 申し込みは1回だけなのか。

A24 対象期間内での申し込みは1団体1回としているが、第1次募集分において助成を受けた団体であっても、第2次募集に応募できるものとする。

## 7 申請・交付の流れ

Q25 要項等は、どこから入手できるのか。

A25 「三重県ホームページ」の「令和6年能登半島地震災害ボランティア活動費等助成事業について」に要項と申込フォームのアドレスが掲載されている。

Q26 申請から交付までの流れを教えてください。

A26 ①活動前に、「申込フォーム」に必要事項を入力の上、申し込み  
②エントリー受領連絡  
③現地における災害ボランティア活動  
④活動終了後、1週間以内に「助成金交付申請書及び実績報告書」（様式1）に添付書類を添えて、郵送または事務局に持参。  
⑤④の申請内容を事務局で審査したのち、申請後1か月以内をめぐりに交付決定通知を発出し、申請者の指定する口座へ入金

Q27 エントリーは電話や紙媒体でも受け付けられるか。

A27 原則 Web フォームよりエントリーを行う必要がある。ただし、フォームでの入力が難しい場合は、申し込み窓口（三重県ダイバーシティ社会推進課）まで問い合わせることとする。

Q28 エントリー受付は、先着順か。

A28 先着順である。

Q29 ボランティア活動証明書は、グループ1枚でよいのか。

A29 参加者全員分が必要である。ただし、1枚でグループ全員の証明ができるものは一枚で可とする。

## 8 その他

Q30 予算残額の把握はどのように行うのか。

A30 エントリーされた「経費（見込み）」をもとに助成金額を把握することで、予算残額を把握する。

Q31 当該事業はどのような趣旨か。

A31 現地ボランティアセンター等と連携し、被災地・被災者に寄り添ったボランティア活動をする団体に対して、活動費・交通費等を助成することにより、その活動を支援するという趣旨である。

Q32 当該事業の財源はどうなっているのか。

A32 みえ災害ボランティア支援センター支援金と、過去の災害時の繰越金を用いて実施している。

Q33 第3次募集は行うのか。

A33 能登半島地震では長期的な支援が必要と考えており、引き続きボランティア団体の活動を支援する取組を実施していくが、その方法については、第3次募集を行うかも含め、被災地の状況や第2次の募集状況等をもとに検討していく。